

鎌倉市環境基本計画等の改定・見直しについて

1 経過及び目的

「鎌倉市環境基本計画」は、環境保全に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、鎌倉市環境基本条例（資料 1 - 2 参照）に基づき策定する基本的計画だが、平成 28 年（2016 年）に策定した「第 3 期鎌倉市環境基本計画」の発行に際し、それまで別々のものとして発行していた関連計画である「鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画」及び「鎌倉市環境教育行動計画」を合わせ、1 冊の冊子として発行した。

「第 3 期鎌倉市環境基本計画」及び「鎌倉市環境教育行動計画」の計画期間が平成 28 年度（2016 年度）から令和 7 年度（2025 年度）であることを踏まえ、関連計画を内包した次期鎌倉市環境基本計画を「第 4 期鎌倉市環境基本計画（以下「本計画」という。）として策定し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

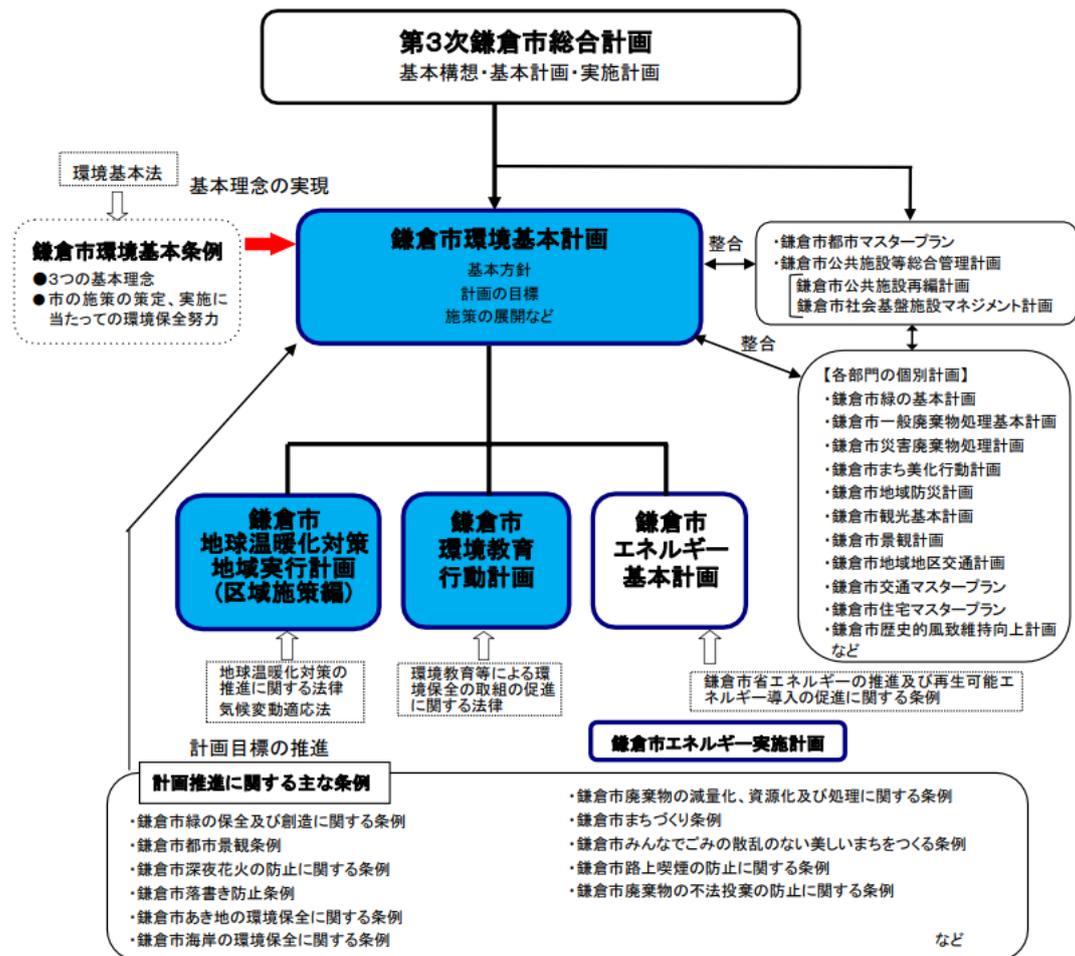


図 計画の位置づけ（出典：第 3 期鎌倉市環境基本計画）

2 本計画策定にあたっての主な課題感

(1) 計画の骨組みの見直し

鎌倉市環境基本計画の内容は、第2期から第3期に移行する際に基本方針は踏襲しつつ、東日本大震災を教訓とした災害廃棄物などに対応するため、新たに「災害と環境への取り組み」を目標の柱に追加するなどポイントを絞った改訂となったため、大きな骨組みは第2期からこの20年間変わっておらず、時代に合わせた見直しが必要。

⇒資料1-3参照

(2) 関連計画の増大

時代の変化とともに環境関連の個別計画が多く策定され、これに伴う事務も複雑かつ業務量が増大している。また「鎌倉市エネルギー基本計画・実施計画」は、後に策定した脱炭素関連計画との重複が多く、整理が必要。

(3) 上位計画である鎌倉市総合計画との整合

本市における各種計画の最上位に当たる「鎌倉市総合計画」は昭和55年(1980年)からスタートしたが、本計画と同じく令和7年度(2025年度)に第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の計画期間が満了するため、現在、新たな総合計画の策定に向けた検討を実施している。本計画の策定においては、この内容との整合を図る必要がある。

特に今回の改定では、防災に並んで地球温暖化が市の施策全体に横断的に影響を与えるものとして位置づけられる予定であることに留意が必要。

⇒資料1-4参照

3 本計画策定の前提条件および基本方針

(1) 対象とする計画と策定の方向性

ア 鎌倉市環境基本計画(社会情勢の変化等を踏まえ、関連計画を内包する改定)

イ 鎌倉市環境教育行動計画(社会情勢の変化等を踏まえた改定)

ウ 鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画(区域施策編)※(以下「区域施策編」という。)

(地域脱炭素化促進事業編および鎌倉市エネルギー基本計画・実施計画と一本化する中間見直し)

※地域気候変動適応計画を含む。適応策については最新情報に基づき内容の増補を行う。

エ 鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画(地域脱炭素化促進事業編)(区域施策編に統合)

オ 鎌倉市エネルギー基本計画・実施計画(区域施策編に統合)

カ 鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画(事務事業編)(区域施策編に統合する中間見直し)

(2) 計画内包の考え方

時代の変化とともに環境関連の個別計画が多く策定され、これに伴う事務も複雑かつ業務量が増大していることを踏まえ、今回の計画策定では前項で示した対象計画について、本計画のなかでその方向性、目標、取組の方向性や主な事業等及び計画の骨格等（各計画の策定で必須とされている項目を含む）を示すことで一本化し、これまで各計画中で示してきた実施事業等の詳細は、本計画とは別に整理することとする。

なお、「鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（地域脱炭素化促進事業編）」（令和6年（2024年）10月策定）の中で、市域における温室効果ガス排出量の推計、温室効果ガス排出削減ポテンシャル量の試算、温室効果ガス排出量の削減目標の設定等を行っており、今回これらの改定は行わない。

また、「地球温暖化対策地域実行計画（事務事業編）」については、これまでの取組状況や区域施策編での目標設定状況等を踏まえ、温室効果ガスの削減目標等についての見直しや市施設において実現可能な取組についての検討を行った上で、区域施策編への統合を行う。

(3) 計画策定の基本方針

計画策定に当たっては、以下を基本的な方針として検討を行う。

- ア 持続可能な開発目標（SDGs）、パリ協定などの国際的な潮流を踏まえた計画とすること。
- イ 国が策定している第6次環境基本計画、地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画等や、神奈川県が策定している環境基本計画、地球温暖化対策計画等、国や県の関連計画の内容を踏まえたものとする。
- ウ 本計画の上位計画である、令和7年度中に策定予定の次期鎌倉市総合計画・基本計画や、鎌倉市都市マスタープラン等の市内関連計画との整合を図ること。
- エ 現行の各計画の内容やこれまでの成果を踏まえ、社会情勢の変化や本市における環境の状況等を勘案し、将来を見据えた計画とすること。
- オ 施策等の推進にあたっては、行政だけではなく、市民、事業者、滞在者と行政が共に連携しながら共通の目標に向かって行動していく必要があること。
- カ 施策の進行管理手法については、分かりやすく把握しやすい指標を用いるなど、点検・評価・改善が行いやすいものにする。

5 計画期間

令和8年（2026年）4月から令和18年（2036年）3月までの10年間とすることを想定している。但し、計画期間の末尾が、令和7年度（2025年度）中に策定予定の次期鎌倉市総合計画と同じになった場合には、次期鎌倉市総合計画の計画期間に1年を加えた期間を、本計画の計画期間とする。

なお、現行の鎌倉市環境基本計画および鎌倉市環境教育行動計画の計画期間は令和 8 年（2026 年）3 月末日までであるが、本計画の策定期間は令和 8 年（2026 年）10 月頃を想定していることから、令和 8 年（2026 年）4 月から本計画の策定までの間は現行計画を延長して適用しつつ、本計画策定後は令和 8 年（2026 年）4 月までさかのぼって本計画の対象期間とする。

⇒資料 1 - 5 参照

6 策定方法

本計画の策定では、市民・事業者・学識経験者で構成される鎌倉市環境審議会への諮問を行うとともに、市の環境保全施策推進のための全庁横断組織として設置している「鎌倉市環境施策推進協議会」において、庁内の関係各課との調整を行う。

また、市民や事業者、環境団体等の意見聴取を行うが、意見聴取の手法は以下を想定している（詳細は今後決定）。

- ・市民（無作為抽出 2,000 人）の環境に関する意識を把握するためのアンケート調査
- ・市内事業者（1,000 事業所程度）の環境に関する意識を把握するためのアンケート調査
- ・市民ワークショップ、市内事業者対象のヒアリング、市内環境団体等の意識調査（アンケート）等の実施

審議会、市、市民、事業者等による議論を踏まえた本計画素案の作成を行ったのちにパブリックコメントを行い、その意見集約を踏まえた環境審議会の答申を得て、本計画最終案を作成する。

なお、計画策定にあたっては、専門的知識等を有する事業者に計画策定の支援業務を委託する（選考は、公募型プロポーザル方式により実施）。

7 本計画策定のスケジュールと鎌倉市環境審議会での審議内容等（予定）

【令和6年度（2024年度）】

時期	審議内容等
3月3日	◆令和6年度第3回環境審議会 ・諮問 ・鎌倉市環境基本計画等の改定・見直しの概要について
3月初旬	公募型プロポーザルによる委託事業者の公募開始

【令和7年度（2025年度）】

時期	審議内容等
5月	委託先事業者の決定
7月頃	◆令和7年度第1回環境審議会 ・これまでの総括の報告 ・市民、事業者アンケートその他市民や事業者等の意向把握方法（案）の検討 ・今後の策定方針の検討（複数計画を内包するための計画の体系、構成案等） ・策定までの詳細スケジュール報告、等
10月頃	◆令和7年度第2回環境審議会 ・市民、事業者アンケートその他市民や事業者等の意向把握結果報告 ・計画骨子（目指すべき将来像、施策体系等）（案）の検討
1月頃	◆令和7年度第3回環境審議会 ・分野別目標、基本施策等の検討①
3月頃	◆令和7年度第4回環境審議会 ・分野別目標、基本施策等の検討②

【令和8年度（2026年度）】

時期	審議内容等
5月頃	◆令和8年度第1回環境審議会 ・分野別目標、基本施策等の検討③ ・進行管理方法（案）の検討
7月頃	◆令和8年度第2回環境審議会 ・パブリックコメント用素案の検討
10月頃	◆令和8年度第3回環境審議会 ・パブリックコメント結果の報告、答申

※計画策定は令和8年（2026年）10月頃を想定